

沿岸広域振興局長告示第107号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成28年10月21日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 (1) 名称 通岡特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市内の東北電力電気ケーブル船河原線8号柱から47号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域（陸前高田市との境界まで）
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 宮古市タイマグラ特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 宮古市江繋の主要地方道紫波江繋線と民有林3127林班2、3小班と3127林班4小班との境界との交点を起点とし、起点から主要地方道紫波江繋線を南西に進み三陸北部森林管理署国有林183林班と民有林3123林班との境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み大規模林道川井住田線との交点に至り、同点から同大規模林道を南西に進み更に東に進み更に南西に進み三陸北部森林管理署国有林182林班と民有林3124林班との境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み三陸北部森林管理署国有林182林班い6小班とい5小班との境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み三陸北部森林管理署国有林182林班い6小班と183林班わ1小班との境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み三陸北部森林管理署国有林183林班る1小班、と5小班、ほ2小班とわ1小班との境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み三陸北部森林管理署国有林183小班わ1小班と民有林3123林班との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林3125林班と三陸北部森林管理署国有林192林班との境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み林道タイマグラ線との交点に至り、同点から同林道を東に進み民有林3127林班2、3小班と3127林班4小班との境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 山田町荒神特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 下閉伊郡山田町地内の町道わかき線と準用河川女川左岸との交点を起点とし、起点から町道わかき線を東に進み町道前須賀・タブの木荘線との交点に至り、同点から同町道を東に進み更に南東に進み民有林17林班と民有林16林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み船越湾海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を西に進み更に北に進み準用河川女川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 岩泉町沢中特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の電話ケーブル線岩泉・普代間市外ケーブル5号柱から116号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器